

結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」といいます。）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下「結婚・子育て資金」といいます。）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の3の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」といいます。）にもとづき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「結婚・子育て資金非課税措置」といいます。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
- ① 貯金者が口座開設時点において20歳（2022年4月1日からは18歳）以上50歳未満であること
 - ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること
 - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から2023年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること
 - ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）
 - ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと
 - ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」といいます。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除きます。）
 - ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること
 - ⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること
- (3) (省略)

2～3. (省略)

4. (領収書等の提出)

- (1) 貯金者は、結婚・子育て資金の支払いに充てるために貯金を払い戻した場合には、領収書その他の書類または記録でその支払いの事実を証するもの（以下「領収書等」といいます。）の原本またはそれに準じるもの（以下「原本等」といいます。）を、結婚に際して支出する費用（以下「結婚費用」といいます。）の支払分と、妊娠、出産または育児に要する費用（以下「子育て費用」といいます。）の支払分とに区別して、当店に提出するものとします。
- (2)～(7) (省略)

5. (省略)

6. (入出金の制限)

- (1)～(2) (省略)

結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当組合とこの特約を締結する個人（以下「貯金者」という。）の結婚、妊娠、出産または育児に必要な資金（以下「結婚・子育て資金」という。）を管理することを目的とする契約であり、租税特別措置法第70条の2の3の規定（この規定の関係法令を含み、以下「適用法令」という。）にもとづき直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（以下「結婚・子育て資金非課税措置」という。）の適用を受けるために開設された普通貯金で、貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、当組合が当該申告書を受理したものに適用します。
- (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。
- ① 貯金者が口座開設時点において20歳（追加）以上50歳未満であること
 - ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること
 - ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から2021年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること
 - ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）
 - ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと
 - ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く）
 - ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること
 - ⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること
- (3) (同左)

2～3. (同左)

4. (領収書等の提出)

- (1) 貯金者は、結婚・子育て資金の支払いに充てるために貯金を払い戻した場合には、領収書その他の書類または記録でその支払いの事実を証するもの（以下「領収書等」という。）の原本またはそれに準じるもの（以下「原本等」という。）を、結婚に際して支出する費用（以下「結婚費用」という。）の支払分と、妊娠、出産または育児に要する費用（以下「子育て費用」という。）の支払分とに区別して、当店に提出するものとします。
- (2)～(7) (同左)

5. (同左)

6. (入出金の制限)

- (1)～(2) (同左)

(改正後)	(改正前)
<p>(3) 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払（結婚・子育て資金の支払いは除きます。）の取扱いはできません。また、自動送金・自動集金の取扱いもできません。</p> <p>7.（結婚・子育て資金の支払いに充てたものとして記録する金額）</p> <p>(1) 結婚・子育て資金の支払いに充てられたものとして当組合が記録する金額（以下「結婚・子育て資金支出額」といいます。）は、1,000万円（結婚費用として支払われたものについては300万円）を限度とする第4条第2項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。 ただし、その年中に払い出された金額の合計額が、当組合に提出された領収書等の金額の合計額を下回る場合には、払い出された金額の合計額とします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>8. (省略)</p> <p>9.（非課税拋出額の減少等があった場合の申告書の提出）</p> <p>貯金者は、遺留分侵害額請求等があったことにより、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるものとして結婚・子育て資金非課税申告書または追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額の合計金額（以下「非課税拋出額」といいます。）が減少する場合は結婚・子育て資金非課税取消申告書を、非課税拋出額がないことになった場合は結婚・子育て資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。</p> <p>10.（贈与者が死亡した場合の届出等）</p> <p>(1) 貯金者は、この特約の適用を受ける結婚・子育て資金の一括贈与を貯金者に対し行った貯金者の直系尊属（以下「贈与者」といいます。）が死亡した事実を知った場合は、速やかに、その旨を当店に届け出るものとします。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>11～15. (省略)</p> <p>16.（特約の変更）</p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>(3) 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払（結婚・子育て資金の支払いは除く）の取扱いはできません。また、自動送金・自動集金の取扱いもできません。</p> <p>7.（結婚・子育て資金の支払いに充てたものとして記録する金額）</p> <p>(1) 結婚・子育て資金の支払いに充てられたものとして当組合が記録する金額（以下「結婚・子育て資金支出額」という。）は、1,000万円（結婚費用として支払われたものについては300万円）を限度とする第4条第2項で定める日までに提出された領収書等の金額とします。 ただし、その年中に払い出された金額の合計額が、当組合に提出された領収書等の金額の合計額を下回る場合には、払い出された金額の合計額とします。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>8. (同左)</p> <p>9.（非課税拋出額の減少等があった場合の申告書の提出）</p> <p>貯金者は、遺留分侵害額請求等があったことにより、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるものとして結婚・子育て資金非課税申告書または追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額の合計金額（以下「非課税拋出額」という。）が減少する場合は結婚・子育て資金非課税取消申告書を、非課税拋出額がないことになった場合は結婚・子育て資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。</p> <p>10.（贈与者が死亡した場合の届出等）</p> <p>(1) 貯金者は、この特約の適用を受ける結婚・子育て資金の一括贈与を貯金者に対し行った貯金者の直系尊属（以下「贈与者」という。）が死亡した事実を知った場合は、速やかに、その旨を当店に届け出るものとします。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>11～15. (同左)</p> <p>16.（特約の変更）</p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の特約に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>17. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>